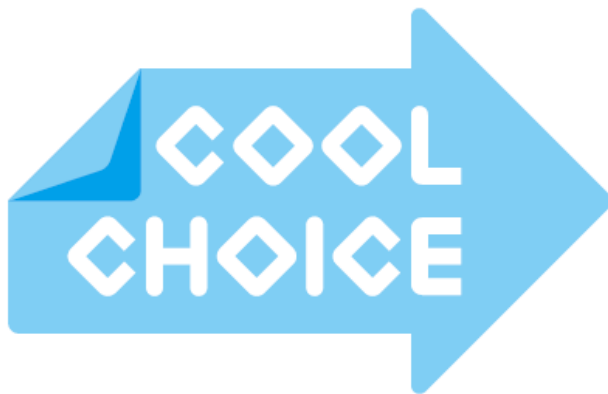


# 日立市エコオフィスプラン

(第4期：令和3年度～12年度)

— 市役所の事務事業における地球温暖化対策実行計画 —



未来の  
ために、  
いま選ぼう。

令和3年3月  
日立市

日立市は、地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE(=賢い選択)」に賛同し、地球温暖化対策に取り組めます。

# 日立市環境都市宣言

— うるおいが活力を生むまち —

日立市は、朝日立ち昇る太平洋とみどりの阿武隈山地に囲まれた、四季の彩り美しい近代産業のまちです。

かつて、鉱山の煙害や河川の汚濁など深刻な公害問題に直面した時代がありましたが、大煙突建設、大島桜の植栽、下水道整備に見られるように市民、企業、行政が協力し、問題を解決してきた誇らしい歴史を持っています。

しかし近年、私たちは、ごみ問題、生態系破壊、地球温暖化、オゾン層破壊など、新しく困難な問題を抱えることになってしまいました。

これら環境問題の最大の被害者は、これから後の世代です。将来の市民に対し、環境と活力の調和した、持続可能な社会を創ることが、今に生きる私たちの使命です。

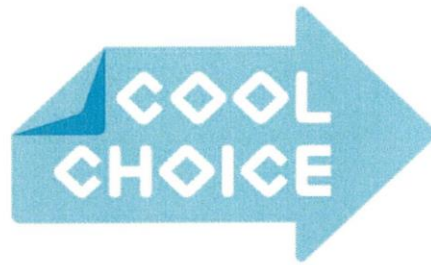
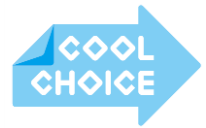
私たちは、今こそ先人の偉業に学び、協力して問題に取り組み、「いのち」の共生するこの環境を未来に引き継ぐことを決意して、ここに「環境都市・日立」を宣言します。

- 1 私たちは、山・川・海など恵み多い自然と共に生きられるよう、この自然環境をまもり、育てていきます。
- 1 私たちは、地球環境にやさしい循環型社会を創るため、一人ひとりが、省資源、省エネルギー、リサイクルに心がけた生活をおくります。
- 1 私たちは、環境の歴史的シンボルである「さくら」を愛し、美しく快適なまちを創ります。
- 1 私たちは、ものづくりの精神を活かし、環境にやさしい技術の開発や活用に努めます。
- 1 私たちは、一人ひとりが、学び、考え、行動し、市民・企業・行政のパートナーシップにより良い環境を創っていきます。

平成17年3月25日

日立市





## COOL CHOICE賛同証明書

地球温暖化対策のための国民運動  
「COOL CHOICE (=賢い選択)」に  
ご賛同いただいておりますことを  
ここに証明いたします。

企業・団体名

日立市

ご賛同日

2016/07/29

COOL CHOICE事務局

発行日：2021/02/22



### 「COOL CHOICE」

国が推進する省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動

～ 目 次 ～

<b>第1章 計画の基本的事項</b>	<b>1</b> ページ
1 計画改定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3 計画の期間及び基準年度・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4 計画の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5 計画の対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・	3
6 計画期間内における取組・・・・・・・・・・	4
<b>第2章 第3期計画期間中の温室効果ガス排出量の実態</b>	<b>5</b> ページ
1 第3期計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2 第3期計画の取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・	5
<b>第3章 第4期計画における温室効果ガス排出抑制対策</b>	<b>7</b> ページ
1 基準年度の温室効果ガス排出量状況・・・・・・・・	7
2 温室効果ガスの総排出量に関する目標・・・・・・・・	8
3 具体的な取組内容・・・・・・・・・・・・・・・・	9
(1) 省エネルギーの推進・・・・・・・・・・	9
(2) 廃棄物の排出削減とリサイクルの推進・・・・・・・・	11
(3) 環境に配慮した建築物の建築、管理等に関する取組	12
<b>第4章 省資源の推進に関する取組</b>	<b>13</b> ページ
1 具体的な取組内容・・・・・・・・・・・・・・・・	13
(1) 省資源の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	13
(2) グリーン購入の推進・・・・・・・・・・	13
(3) 職員の環境保全意識の高揚と積極的な環境保全活動の推進	14
<b>第5章 計画の推進・点検体制</b>	<b>15</b> ページ
1 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
2 実施状況の点検・評価・・・・・・・・・・	15
<b>【資料】</b>	
日立市環境保全推進会議設置要綱・・・・・・・・	16

## 第1章 計画の基本的事項

### 1 計画改定の背景

地球温暖化とは、二酸化炭素などから成る温室効果ガスの濃度が高まり、平均気温や海面水位が上昇する現象です。

近年、地球温暖化の進行による影響と考えられる気候変動や自然災害など様々な問題が顕在化しています。

日立市においても、サクラの開花時期が早まる、最高気温が30℃以上の日である真夏日の日数が増加傾向にあるなどの変化が観測データに表れており、気象変動の進行は、私たちの生活に直接的に影響を及ぼしつつあります。

地球温暖化に係る国際的な取組として、平成27（2015）年にフランス・パリで開催されたCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）において、京都議定書の後継となる、2020年以降の地球温暖化対策の新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択され、平成28（2016）年11月に発効されました。

この「パリ協定」では、世界共通の目標として、産業革命前と比べて世界の平均気温の上昇を2℃未満に抑え、1.5℃以下を目指すこととし、世界全体の削減目標を設定したことに加え、途上国・新興国にも温暖化対策への自主的な取組が求めています。

我が国においては、平成27（2015）年7月に「2013年度比で2030年度までに26%温室効果ガスを削減」する「日本の約束草案」が閣議決定され、翌年には「地球温暖化対策計画」が策定されました。

茨城県においても「地球温暖化対策実行計画」により、温室効果ガス排出量の削減対策、廃棄物減量化やリサイクル率向上を図る対策を実施しています。

日立市も、一事業者、消費者として、自らが率先して温室効果ガスの排出削減を図るために、平成15（2003）年3月に日立市環境保全率先実行計画、平成20（2008）年3月に第2期計画、平成25（2013）年3月に第3期計画を策定し、取組を進めてきました。

しかしながら、環境とエネルギーに関する社会情勢は刻一刻と変化しており、これまで以上に、市役所職員自らが率先して行動し、温室効果ガスの排出抑制を図るとともに、持続可能な社会の形成を目指していくことが必要です。また、令和2（2020）年10月の菅総理による「カーボンニュートラル」宣言や、国の重要施策である「デジタル化の推進」など、今後、社会情勢の大きな変化が見込まれることから、次期環境基本計画にはこうした変化への対応策を盛り込んでいく必要があると考えます。

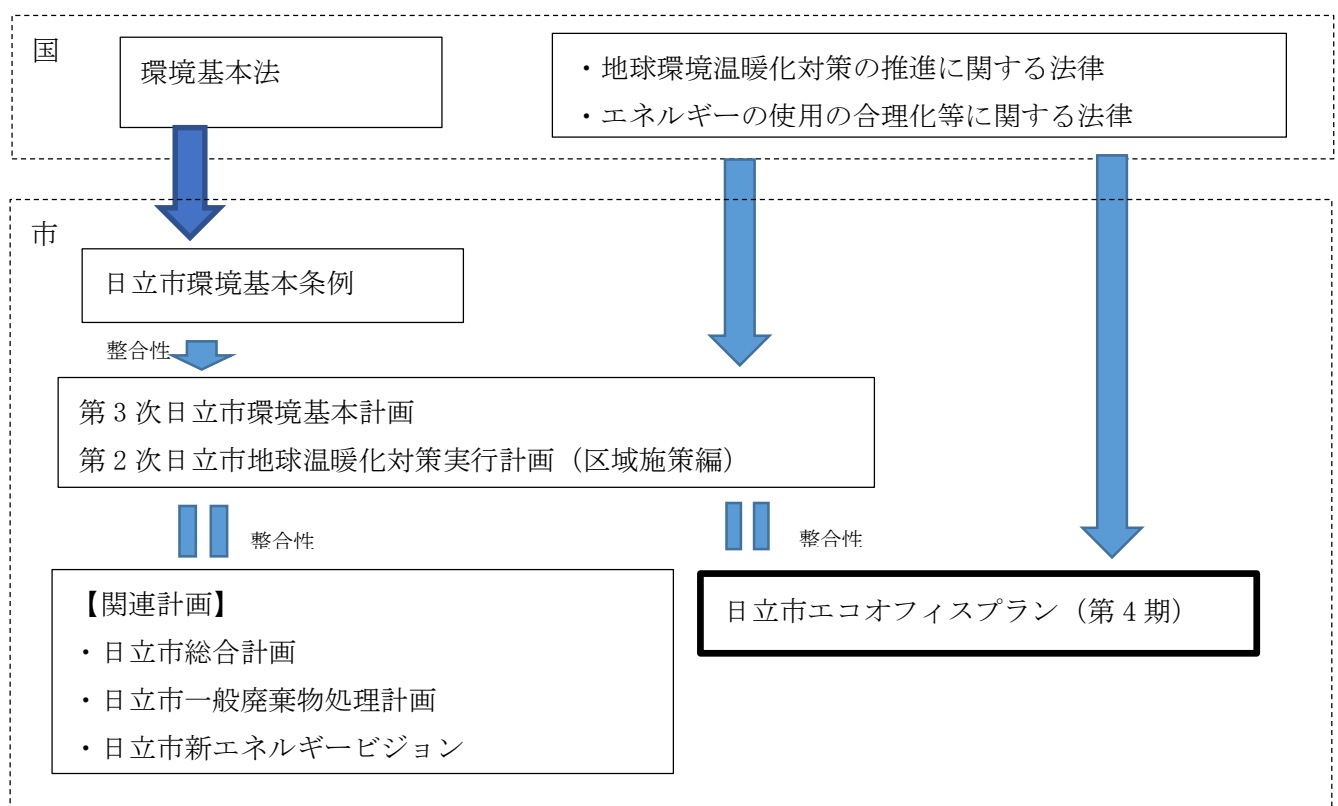
こうした背景により、市の事務事業での温室効果ガスの排出削減を、より一層推進するため第3期計画を改定するものです。

## 2 計画の位置付け

本計画は、市自らが環境に配慮した事務事業を率先して実行し、環境への負荷を低減するとともに、市民や事業者の自主的かつ積極的な取組を促進することを目的とするものです。

また、本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条の規定に基づく温室効果ガスの排出抑制等の措置に関する計画と位置付け、本市の事務事業における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に実施していくための基本となるものです。

### 【計画の体系図】



## 3 計画の期間及び基準年度

本計画の期間は、最終年度を令和 12 (2030) 年度としている国の「地球温暖化対策計画」及び第 2 次日立市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) との整合を図り、令和 3 (2021) 年度から令和 12 (2030) 年度までの 10 年間とします。

計画を確実に推進するため、計画期間において、3 年ごとに計画の取組状況を精査し、また、法令の改正や社会情勢の変化などにより、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

なお、本計画の基準年度は「地球温暖化対策計画」での温室効果ガス排出削減目標の基準年度と整合させるため、平成 25 (2013) 年度とします。

## 4 計画の範囲

本計画の対象とする活動範囲は、市が実施する全ての事務事業とします。

また、対象機関は、出先機関等を含めた全ての組織・施設とします。

なお、「日立・高萩広域下水道組合」は本計画の対象から除外します。

## 5 計画の対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項に定められた7種類のガスのうち、事務事業編で「温室効果ガス総排出量」の算定対象となる6種類のガスとし、三ふっ化窒素を除きます。

また、本市が実施する事務事業では、パーフルオロカーボン（PFC）及び六ふっ化硫黄については、排出が見込まれないことから、第3期計画と同様、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の4種類とします。

表－1 温室効果ガスの種類及び主な発生源

温室効果ガスの種類	人為的な発生源
二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暖房用灯油や自動車ガソリン等、燃料の使用</li> <li>・電気・熱の使用</li> <li>・一般廃棄物の焼却</li> </ul>
メタン（CH <sub>4</sub> ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公用車等の走行（排気ガスに含まれる。）</li> <li>・一般廃棄物の焼却</li> <li>・下水の処理</li> </ul>
一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公用車等の走行（排気ガスに含まれる。）</li> <li>・一般廃棄物の焼却</li> <li>・下水の処理</li> </ul>
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車用エアコンディショナーの使用又は廃棄</li> <li>・HFCが封入された冷蔵庫、エアコン等からの漏洩</li> <li>・HFCが封入された冷蔵庫、エアコン等の使用又は廃棄</li> </ul>
パーフルオロカーボン（PFC）	半導体の製造プロセス
六ふっ化硫黄	電気の絶縁体
三ふっ化窒素	半導体の製造プロセス

地球温暖化係数：二酸化炭素を基準にして、他の温室効果ガスがどれだけ温暖化する能力があるか表した数字（7ページのコラム参照）

## 第 4 期 計 画 に お け る 重 点 項 目

### 6 計画期間内における取組

#### (1) 温室効果ガス削減に関する職員の意識付け

温室効果ガス排出量の大部分を占めている二酸化炭素の主な原因となっている電気及び熱の利用を削減するため、職員一人一人が真剣に取り組むことができるよう、地球温暖化対策に関して更なる理解を深めることが重要です。

このことから、職員への啓発の取組を強化するとともに、PDCA サイクルに基づく進行管理を行います。

##### 【主な取組項目】

- ア 環境に関する職員研修の実施（詳細は 14 ページ）
- イ 職員への環境情報の提供（詳細は 14 ページ）
- ウ ノー残業デーの取組強化（詳細は 9 ページ）
- エ 実施状況の点検・評価（詳細は 15 ページ）

#### (2) 省エネルギーの推進

本市事務事業により排出される温室効果ガスのうち、市庁舎や施設及び公用車の使用に伴うものは主に「エネルギー起源」であるため、二酸化炭素排出量の削減に向け、省エネ型照明機器の導入や省エネの取組を行います。また、市有施設それぞれの温室効果ガス排出量を詳細に把握し、排出量の多い施設の運用改善や建て替えを関係課所等に提言していきます。

##### 【主な取組項目】

- ア LED 照明等の省エネ型照明機器の導入（詳細は 12 ページ）

#### (3) 省資源の推進

コピー用紙等の使用については、温室効果ガス排出量の算定対象ではありませんが、間接的に排出量に関わること、また、職員の環境配慮行動の推進につながることから、削減に向けた取組を行います。

##### 【主な取組項目】

- ア 会議・研修時のタブレット端末の利用促進（詳細は 13 ページ）

#### (4) 廃棄物の排出削減とリサイクルの推進

市では、ごみの排出抑制と資源化率向上の取組を推進しています。

日立市の特徴的な取組である 4 R（Refuse [排出抑制]）、Reduce [減らす]、Reuse [再利用]、Recycle [再資源化]）を推進することで、ごみの焼却に伴う温室効果ガスを削減し、循環型社会の形成を促進します。

##### 【主な取組項目】

- ア 廃棄物の排出削減とリサイクルの推進（詳細は 11、14 ページ）



## 第2章 第3期計画期間中の温室効果ガス排出量の実態

### 1 第3期計画の概要

- (1) 計画の期間 平成25年度から令和2年度（8年間）  
 ※当初計画は6年間としましたが、市役所新庁舎完成における温室効果ガスの排出実態を次期計画に反映できるよう、計画期間を2年延長しました。
- (2) 計画の基準年度：平成22年度
- (3) 計画の対象とする温室効果ガス  
 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC（ハイドロフルオロカーボン）の4種類
- (4) 温室効果ガスの総排出量に関する目標  
 温室効果ガス総排出量（二酸化炭素換算）を、基準年度比で5%以上削減

### 2 第3期計画の取組状況

令和元年度の本市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量は、70,728,334kg-CO<sub>2</sub>であり、基準年度における総排出量 75,479,097kg-CO<sub>2</sub> と比べ、全体の温室効果ガス排出削減率は6.3%となりました。

表-2 第3期計画期間中の排出量の推移 (単位：t-CO<sub>2</sub>)

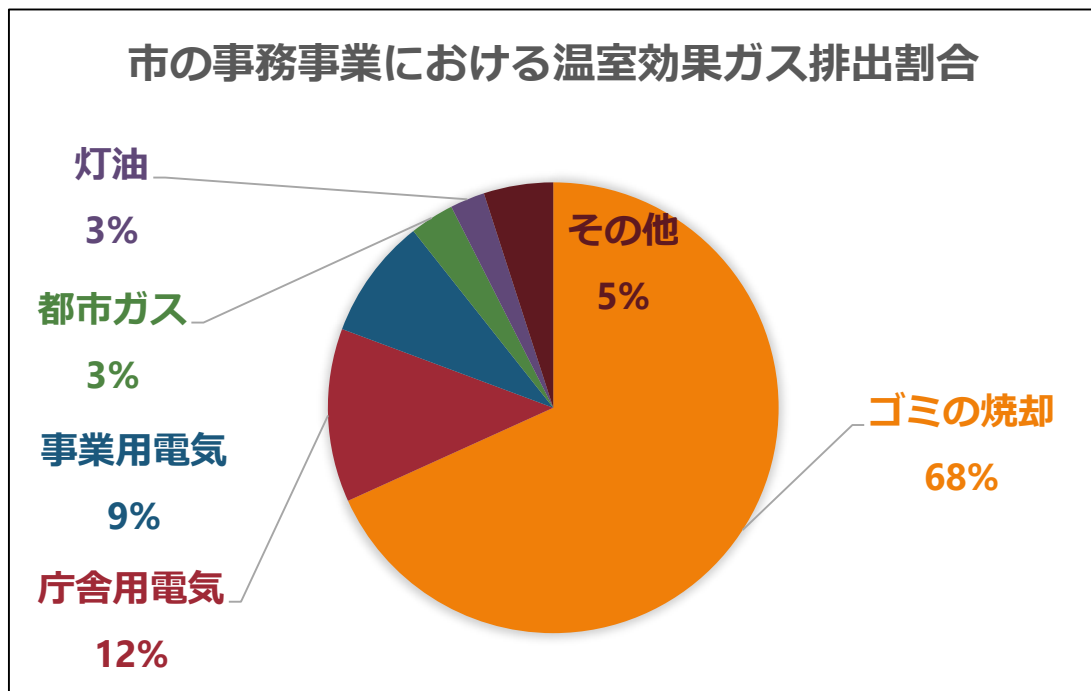
対象項目	H22 (基準年度)	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	
電気の使用	16,455	14,751	15,513	14,332	14,756	15,009	14,974	15,054	
燃料の使用	ガソリン	767	625	631	651	653	662	637	596
	軽油	213	164	181	157	154	168	161	154
	A重油	2,474	1,880	1,735	1,796	1,893	1,511	1,248	1,030
	灯油	1,877	1,874	1,872	1,835	1,872	1,919	1,821	1,797
	LPG	180	138	142	131	134	157	151	352
	都市ガス	1,712	1,593	1,573	1,779	1,980	2,359	2,366	2,243
熱の使用	351	395	387	12	0	118	119	114	
自動車走行	25	24	24	24	23	23	23	22	
カーエアコンの使用	4	4	4	4	4	4	4	4	
家畜の飼養	7	7	6	7	6	6	6	5	
下水の処理	1,068	1,022	1,000	980	967	950	939	921	
一般廃棄物の焼却	50,346	50,353	48,113	48,763	46,960	47,168	47,062	48,436	
総排出量	75,479	72,830	71,181	70,471	69,402	70,054	69,511	70,728	
削減率(H22比)	—	△3.5%	△5.7%	△6.6%	△8.1%	△7.2%	△7.9%	△6.3%	

表-3 第3期計画期間におけるガス種別温室効果ガス排出量の推移 単位：kg - CO<sub>2</sub>

	平成25年度 第3期初年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
二酸化炭素	70,694,536	67,397,799	68,062,150	67,532,833	68,770,672
メタン	287,626	269,884	265,359	262,346	257,389
一酸化二窒素	1,843,837	1,730,089	1,722,056	1,712,137	1,696,178
ハイドロフルオロカーボン	4,108	4,225	4,082	4,030	4,095
合計	72,830,107	69,401,997	70,053,647	69,511,346	70,728,334

## ～ごみの焼却で発生する温室効果ガス～

エコオフィスプランの集計値には、清掃センターにおけるごみの焼却により発生する温室効果ガスも含まれます。ごみを焼却する際には、二酸化炭素だけではなく、メタン（二酸化炭素の25倍の温室効果）や一酸化二窒素（同298倍）も発生するため、ごみの削減が重要な課題となります。職場でのごみの分別・削減はもちろんのこと、各家庭でのごみの分別・削減も率先して実施してください。



	清掃センターでのごみ焼却量 (令和元年度実績)	日立市民 人口当たり
ごみの排出	57,105 t	約893g

## 第3章 第4期計画における温室効果ガス排出抑制対策

### 1 基準年度の温室効果ガス排出量状況

基準年度とする平成 25（2013）年度の本市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量は、72,830,107kg-CO<sub>2</sub> で、温室効果ガスの種別で見ると、各温室効果ガスの占める割合は二酸化炭素が 97.2%、メタンが 0.4%、一酸化二窒素が 2.4%、HFC が 0.0% です。

温室効果ガス総排出量の大部分を占める二酸化炭素の排出抑制が地球温暖化防止の最大の対策となります。

次に、二酸化炭素等の排出要因別排出実態では、最も多いのは一般廃棄物の焼却による排出で 6 割以上を占めています。次いで電気の使用に伴う排出が 22.5%、燃料の使用に伴う排出が 9.9% です。

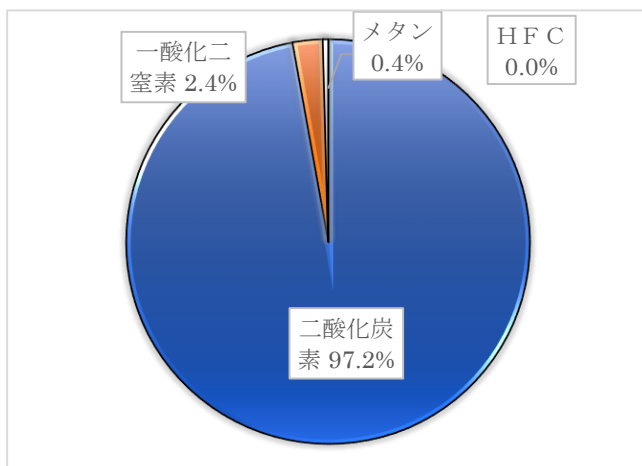


図-2 基準年度ガス種別排出割

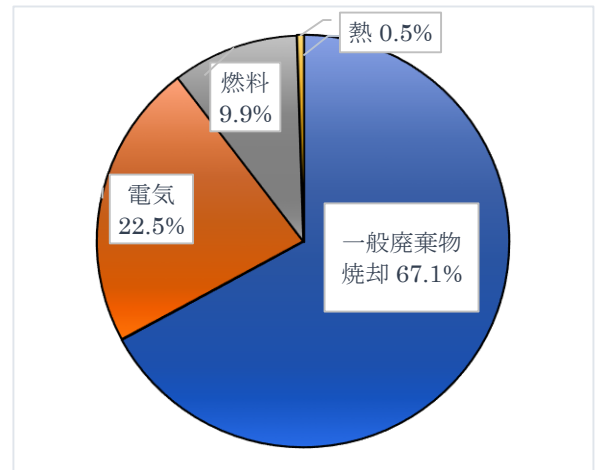


図-3 二酸化炭素等の排出要因別排出実態

### ～温室効果ガスと地球温暖化係数～

温室効果ガスには様々な種類があり、そのガスが持つ温室効果も千差万別です。

そのため温室効果ガス排出量を示す場合は、全てのガスの温室効果を二酸化炭素の温室効果に換算して積算します。換算する際の係数を地球温暖化係数と言い、二酸化炭素を『1』として温室効果の能力ごとに数値が決まっています。

二酸化炭素：1      メタン：25      一酸化二窒素：298  
 ハイドロフルオロカーボン（HFC-134a・カーエアコンで使用）：1430

## 2 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減目標は、国の「地球温暖化対策計画」及び第2次日立市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）との整合を図り、「温室効果ガスの排出量を令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比で26%削減する」ことを目標とします。

また、中間目標として令和7（2025）年度までに基準年度比で13%削減を目指します。

削減目標	令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比で <b>26%削減</b> 中間目標として令和7（2025）年度までに基準年度比で13%削減
------	--

エネルギー起源の二酸化炭素は、電気及び熱の使用に伴って排出され、温室効果ガス排出量の大部分を占めているため、主としてこれらのエネルギーの使用量の削減に向け、職員の日常的な省エネの取組（ソフト対策）を継続し、次の段階で設備機器の運用改善や更新の取組（ハード対策）をすることとします。

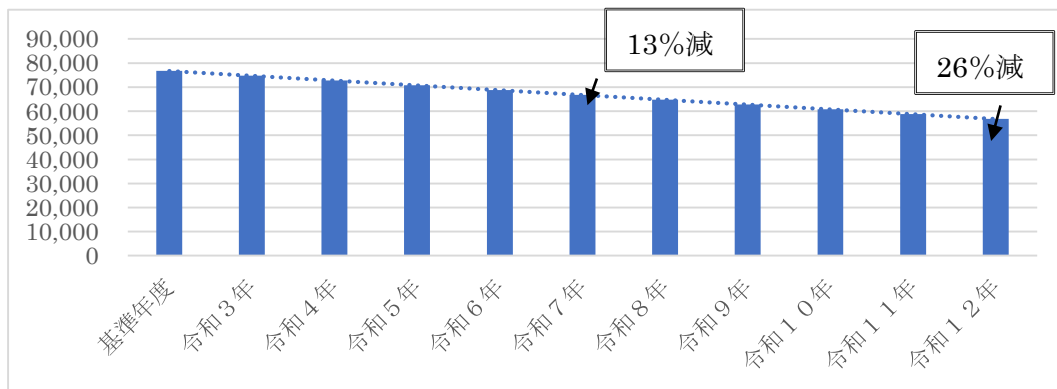
また、本市は「エネルギーの使用の合理化に関する法律」における特定事業者として、エネルギー消費原単位を年平均1%以上低減することが義務付けられています。

このことから、温室効果ガス排出量が高い、照明設備、空調設備、空調用ポンプ等の適正な運転管理を図り、エネルギーの使用の合理化を図ることとします。

表-4 計画期間の削減目標値

年度	排出量 【t-CO <sub>2</sub> 】	削減量累積 【t-CO <sub>2</sub> 】	削減率 【基準年度比】
基準年度（平成25（2013）年度）	75,368	—	—
令和3年度（2021年度）	73,408	1,960	△2.6%
中間目標年度 令和7年度（2025年度）	65,570	9,798	△13.0%
目標年度 令和12年度（2030年度）	55,772	19,596	△26.0%

図-4 本市の事務事業における温室効果ガス排出量削減目標イメージ



### 3 具体的な取組内容

温室効果ガスを削減していくためには、職員一人一人が省エネ意識を持ち日々取り組むことが重要です。

そこで、本計画では国が推進する省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」を基本に以下の取組を行います。

#### 主な取組内容の凡例

**重** 第4期計画における重点項目

◎ 全職員が実行する項目

□ 庁舎や施設の管理担当課等が実行する項目

◇ 工事担当課等が実行する項目

○ 特定の課が実行する項目

#### (1) 省エネルギーの推進

##### ア 電気使用量の削減

###### 【主な取組内容】

###### (冷暖房設備)

- ◎暖房は室温 20℃、冷房は室温 28℃を目安に、設定温度を調整して使用します。
- ◎会議室等では、使用後に必ず電源を切ります。また、会議の効率化を図り会議室等の使用時間を短縮します。
- ◎フィルターのこまめな清掃等、適切な維持管理に努めます。
- ◎ブラインド、カーテンなどを活用することで、室温の調節をします。
- 夏季は、緑のカーテンやよしずを活用することで、出先施設等の室温の上昇を抑えます。

###### (照明機器)

- ◎窓際消灯や残業時の不必要な部分の消灯に努めます。
- ◎窓口事務のない事務室は、原則として昼休み時間は消灯します。
- ◎更衣室、給湯室、トイレ等の照明は、使用するときだけ点灯します。

###### (電気機器)

- ◎テレビ、ビデオ、パソコン等は、長時間席を空けるときはコンセントを抜きます。
- 重**◇電気設備、機械等の更新の際は、省エネルギー型の導入に努めます。

###### (その他)

- 重**◎ノー残業デーの定時退庁により、夜間の電力消費を抑制します。
- 重**◎ノー残業デーの強化期間を設定し、活動の徹底を図ります。
- ◎業務に支障のない範囲において、階段を利用し、エレベーター使用の抑制に努めます。(目安：上り3階、下り4階)

## イ 燃料使用量の削減

### (ア) ガソリン、軽油使用量の削減

#### 【主な取組内容】

- ◎エコドライブを実践します。
- ◎タイヤ空気圧のチェックなど、適正な車両の管理を励行します。
- Ⓜ □ 公用車の更新等では、低公害車（電気自動車、ハイブリット車等）及び低燃費かつ低排出ガス認定車を積極的に導入します。また、可能な限り既存の車両より小型のもの（排気量、大きさ）を選択します。

### (イ) A重油、灯油、LPG、都市ガス、熱の使用量の削減

#### 【主な取組内容】

- ◎暖房は室温 20℃、冷房は室温 28℃を目安に、設定温度を調整して使用します。
- ◎空調機器はフィルターをこまめに清掃する等、適切な維持管理に努めます。

## ～エコドライブ 10のすすめ～ 策定：エコドライブ普及連絡会

エコドライブとは、燃料消費量や CO2 排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる「運転技術」や「心がけ」です。燃料消費量が少ない運転は、お財布にやさしいだけでなく、同乗者が安心できる安全な運転でもあります。心にゆとりをもって走ること、時間にゆとりをもって走ること、これもまた大切なエコドライブの心がけです。

### できることから、はじめてみましょう、エコドライブ！

- ① **ふんわりアクセル『eスタート』**  
発進するときは、穏やかにアクセルを踏んで発進しましょう。
- ② **車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転**  
走行中は、一定の速度で走ることを心がけましょう。
- ③ **減速時は早めにアクセルを離そう**  
停止することがわかったら、早めにアクセルから足を離しましょう。
- ④ **エアコンの使用は適切に**  
車のエアコンは、車内を冷却・除湿する機能です。暖房時はOFFにしましょう。
- ⑤ **ムダなアイドリングはやめよう**  
荷物の積み下ろしなどの際は、エンジンを止めましょう。
- ⑥ **渋滞を避け、余裕をもって出発しよう**  
出かける前に計画・準備をして、渋滞や交通規制等の情報をチェックしましょう。
- ⑦ **タイヤの空気圧から始める点検・整備**  
タイヤの空気圧チェックを習慣づけましょう。
- ⑧ **不要な荷物はおろそう**  
運ぶ必要のない荷物は、車からおろしましょう。
- ⑨ **走行の妨げとなる駐車はやめよう**  
迷惑駐車はやめましょう。迷惑駐車のない道路は、燃費の悪化を防ぎます。
- ⑩ **自分の燃費を把握しよう**  
自分の車の燃費を把握することを習慣にしましょう。



## (2) 廃棄物の排出削減とリサイクルの推進

### ア 廃棄物の排出削減とリサイクル

一般廃棄物の焼却量を削減するために以下の取組を推進します。

#### 【主な取組内容】

- ① 日立市一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの減量化を促進します。
  - ◎燃えるごみとして排出している紙類を再生資源に出します。
  - ◎市が実施するごみの分別方法を遵守します。
    - [缶類、ビン類、紙類（新聞、雑誌、ダンボール等）]
  - ◎使い捨て製品の購入及び使用を自粛します。
  - 調理設備のある施設からの、生ごみの堆肥化を推進します。
  - 紙及びペットボトルの回収拠点の充実を図ります。
  - 事業系廃棄物の減量化に取り組みます。
- ② ごみの分別・リサイクルを徹底するため、市民・事業者への啓発を図ります。
  - 生ごみ処理機器の普及を促進します。


## 日立市は4Rを推進しています

### ■ 4Rとは

下の4つの言葉の英語の頭文字(R)をとった、ごみを減らすためのキーワードです。環境にやさしい街づくりには、1人ひとりが継続的に行動することが大切です。


**1 Refuse 断わろう**  
リフューズ  
ごみになるものを受け取るのはやめましょう!!

- \* 過剰包装を断ろう
- \* 「マイバッグ」を積極的に利用して、レジ袋を断ろう
- \* 使い捨ての割りばしや紙コップは使用を控えるなど、「マイはし」や「マイカップ」を利用しよう
- \* 試供品など本当に必要かどうか考えよう




**2 Reduce 減量しよう**  
リデュース  
ごみとなる物が少なくなるように行動しましょう!

- \* 「マイボトル」を活用し、ペットボトルや缶の利用を減らそう
- \* 詰め替えできる商品を選ぼう
- \* 食材は使いきるとともに、食べ物は残さず食べよう
- \* 生ごみの水きりを徹底しよう



**3 Reuse くり返しかおう**  
リユース  
使わなくなったものは他に活用する方法を考えましょう!

- \* 修理しながら、長く大切に使う
- \* 何度も洗って使える、リターナブル容器に入った商品を選ぼう
- \* いらなくなった物は、必要としている人に譲ろう
- \* フリーマーケット、リユースショップを活用しよう



**4 Recycle 再資源化しよう**  
リサイクル  
資源ごみは積極的に分別しましょう!

- \* 正しく分別し資源回収に出そう
- \* 再生資源を使った環境に優しい商品を選ぼう



### (3) 環境に配慮した建築物の建築、管理等に関する取組

「環境に配慮した建築設計指針」（平成 18 年 3 月 営繕課作成）に基づき推進していきます。

#### ア エネルギーの有効活用

##### 【主な取組内容】

①◇新規建設・更新施設については、太陽光などの再生可能エネルギーを活用した発電設備等の導入を推進します。

①◇LED 照明等の省エネ型照明機器の導入を図ります。

#### イ 公共施設の設計から解体に至る過程における環境配慮

##### 【主な取組内容】

①◇公共施設の建築に当たっては、設計から解体に至る全ての過程において、環境への配慮を十分に行います。

#### ウ 廃棄物・排出物質の適切な管理及び処理

##### 【主な取組内容】

○業務上発生する廃棄物（消化ガス、汚泥）等の有効活用を推進します。

#### エ 公共施設等の緑化

温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化のための措置として以下の取組を推進します。

##### 【主な取組内容】

□環境保全の観点から、緑化を推進し、緑地の適切な維持管理に努めます。

◇建築物の建設等に当たっては、周辺植生に配慮した植栽等敷地内の緑地の確保を図ります。

□二酸化炭素の吸収源対策として、県との連携により森林等整備を推進します。

### 食品ロスをなくす

「食品ロス」とは、手つかずのまま捨てられてしまう食品や食べ残しのことです。

日本では平成 29 年度に約 612 万トン（事業者から約 328 万トン、家庭から約 284 万トン）が発生したと推計されており、家庭から発生する量が占める割合は約 46%となっております。（環境省・食品ロスポータルサイトより）

食品ロスをなくすことは、食材などの輸送や廃棄物処理の際に排出される、温室効果ガスの削減にもつながります。

#### ☆☆ 食材を買いすぎない ☆☆

買い物の前に冷蔵庫の中の在庫を確認する。食べきれないほどの食材を買いすぎない。

すぐに食べる商品は、賞味期限や消費期限の長い商品を選択するのではなく、陳列順に購入する。



## 第4章 省資源の推進に関する取組

上水道の使用及びコピー用紙等（プリンター用紙を含む。）の使用については、温室効果ガス排出量の算定対象ではありませんが、間接的に排出量に関わること、また、職員の環境配慮行動の推進につながることから、第3期計画に引き続き、削減に向けた取組を行います。

### 1 具体的な取組内容

#### （1）省資源の推進

##### ア 水使用量の削減

###### 【主な取組内容】

- ◎公用車の洗車を行う際はバケツやホースの手元制御弁を使用し節水に努めます。
- ◎食器類の洗浄や手洗い等に当たっては、こまめに水栓を止め、水を流したままにしないよう節水に努めます。

##### イ 用紙使用量の削減

###### 【主な取組内容】

- Ⓜ◎ペーパーレス化の重要性を認識し、用紙類の使用減に取り組むものとします。
- Ⓜ◎会議資料や事務資料は、両面コピー（印刷）など活用し、事務手続をできるだけ簡素化するなど用紙使用量を削減します。
- ◎イントラネットの掲示板やメール等で閲覧できる情報を、改めて印刷しません。
- ◎使用済み用紙（ミスコピー等）の裏面利用（リユース）に努めます。
- Ⓜ◎タブレット端末の活用による会議・研修時に配布する紙資料を抑制します。

#### （2）グリーン購入<sup>※</sup>の推進

##### ア 環境に配慮した製品等の購入・使用

###### 【主な取組内容】

- ◎「環境物品等の調達に関する基本方針」を参考に物品の購入に努めます。
- Ⓜ◎特定調達品目について、判断基準を国と同様とします。
- ◎報告書やパンフレット等の印刷物の作成に当たっては、環境に配慮した紙やインクを使用するように努めます。
- Ⓜ□公用車の更新等では、低公害車（電気自動車、ハイブリッド車等）及び低燃費かつ低排出ガス認定車を積極的に導入します。（再掲）
- Ⓜ□パソコン、コピー機等のOA機器のリース・購入に当たっては、エネルギー消費効率の高い機器の導入に努めます。

※ グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際、価格や品質、利便性、デザインだけでなく、環境への負荷が少ないものを優先的に導入することです。

### (3) 職員の環境保全意識の高揚と積極的な環境保全活動の推進

#### ア 環境に関する職員研修の実施

##### 【主な取組内容】

- ① 地球温暖化防止についてなど、環境に関する職員研修を実施します。
- 環境に関する研修や講習会などの情報を、広く職員へ提供します。

#### イ 職員への環境情報の提供

##### 【主な取組内容】

- ① イン트라ネットを活用し、環境に配慮した取組事例等を紹介します。
- ① 定期的に環境保全等に役立つ知識等を提供し、職員の意識啓発を推進します。

#### ウ 職員の環境保全推進活動への参加促進

##### 【主な取組内容】

- ① ① いばらきエコスタイルに合わせて、クールビズ、ウォームビズに取り組みます。
- 環境に関する行事・取組に積極的に参加します。
- ① ① 環境に配慮した生活様式の実現に向け、紙袋等の廃棄物を抑制するため、過剰包装を断るほか、マイバック持参に努めます。
- 備品等は、可能な限り修繕するなどして、長期間の使用に努めます。
- ① ① 各課で不要となった備品、消耗品は、イン트라ネット等を活用し再利用を推進します。

### ～市役所での使用量を一般家庭と比べてみると～

市役所で使用している電力量や燃料使用量は大変大きいため、一般の感覚からかけ離れたものとなっています。下表は市役所での使用量と一般家庭の使用量を比較したものです。どれだけ多くのエネルギーを使用しているかを確認し、率先して省エネを推進しましょう。

	市役所での年間使用量 (令和元年度実績)	一般家庭と比べると
電気	44,407,498kwh	約10,300軒分
ガソリン	256,876L	約540軒分
灯油	721,637L	約4,200軒分
都市ガス	1,045,201m <sup>3</sup>	約5,200軒分
プロパンガス	65,061m <sup>3</sup>	約2,200軒分

## 第5章 計画の推進・点検体制

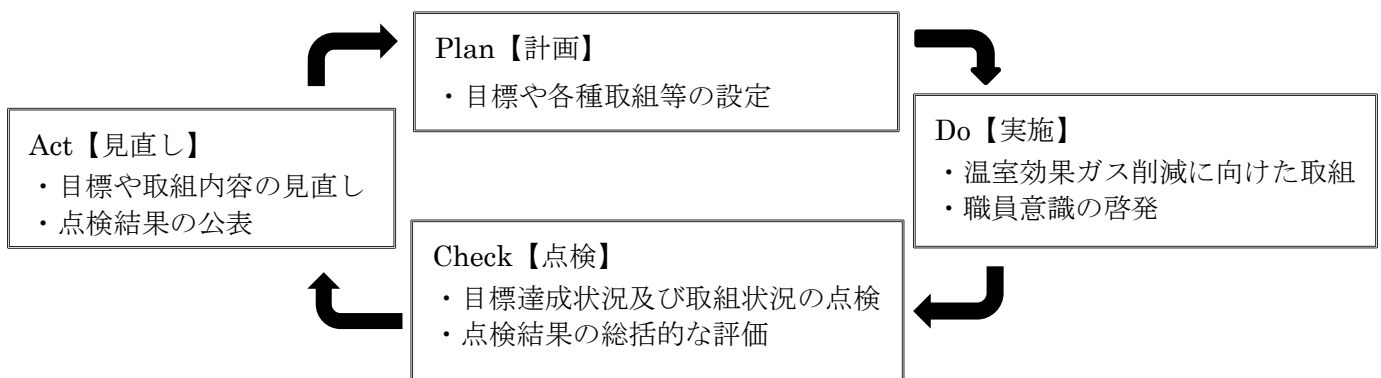
### 1 推進体制

- (1) 各所属における本計画の取組を推進するため、次の役割を置きます。
  - 推進管理者（部長）  
部内の取組状況の評価及び今後の対応の検討等、部内の統括管理を行います。
  - 推進責任者（課所長）  
課所内の取組状況の評価及び今後の対応の検討等、課所内の進行管理を行います。
  - 推進員（担当職員）  
課所内での取組、職員への計画の推進等を図り、実施状況の点検・報告について実務を担当します。
- (2) 本計画を推進するため、環境保全推進会議を設置します。  
事務局は環境政策課に置きます。事務局は、各課所等の実施状況を把握するとともに、総合的な進行管理を行います。

### 2 実施状況の点検・評価

本計画の達成状況等について、毎年度、PDCA サイクルに基づく進行管理を行います。

- (1) 課所、施設等の電気、燃料等エネルギーの使用量や温室効果ガスの排出に係る諸活動量、用紙類使用量、水道使用量等を毎月把握します。
- (2) 推進員は、年4回（四半期に1回）、本計画の取組状況を事務局へ報告します。
- (3) 推進員は、各課所等の事務・事業の中で、活動量を把握し、今後の取組への強化等を検討し、職員全員で実施するように指導します。
- (4) 事務局は、四半期ごとに把握した本計画の実施状況を取りまとめ、総合的な評価を行い、取組状況やその効果等について、その都度推進管理者及び推進責任者に報告します。
- (5) 事務局は、温室効果ガスの総排出量等の実績を毎年度公表します。また、その際には、目標達成のための指標となる値なども各課所へ通知し、省エネの取組を促進します。



## 日立市環境保全推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 「日立市環境基本計画（平成12年3月31日策定）」（以下「計画」という。）の総合的かつ効率的な推進を図るため、日立市環境保全推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 日立市環境基本計画の推進に関すること。
- (2) 日立市環境保全率先実行計画の策定及び推進に関すること。
- (3) その他環境保全に係る重要な施策に関すること。

### (組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長は、生活環境部を所管する副市長を、副会長は他の副市長をもって充てる。
- 3 会長は、推進会議を総括する。
- 4 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 5 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
- 6 委員は、別表1に定める職にある者をもって充てる。

### (幹事会)

第4条 推進会議を補助するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、生活環境部長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表2に定める職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会は、幹事長が招集する。

### (作業部会)

第5条 推進会議の所掌事務について、予備的な調査検討を行うため、作業部会を置く。

- 2 作業部会は、作業部会長及び作業部会員をもって構成する
- 3 作業部会長は、環境政策課長をもって充てる。
- 4 作業部会員は、別表3に定める職にある者をもって充てる。
- 5 作業部会は、作業部会長が招集する。

### (関係者の出席)

第6条 推進会議、幹事会及び作業部会において必要があるときは、学識経験者等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、生活環境部環境政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年9月6日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月15日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年7月14日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年5月10日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年9月7日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年1月30日から適用する。

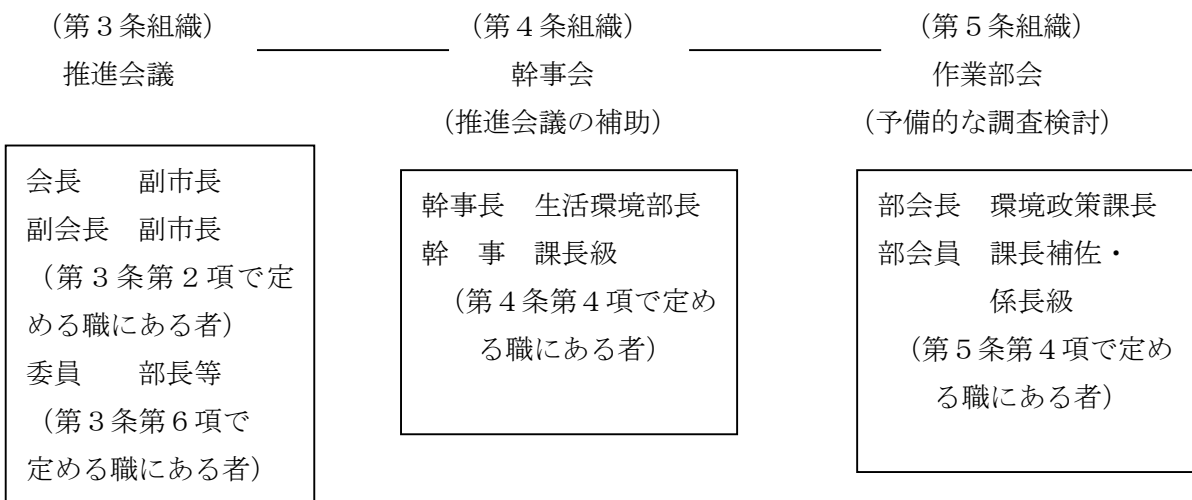
附 則

この要綱は、平成24年10月22日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年9月17日から適用する。

日立市環境保全推進会議組織図



別表 1（第 3 条関係）

市長公室長 総務部長 財政部長 生活環境部長 保健福祉部長 都市建設部長  
産業経済部長 上下水道部長 消防長 教育部長

別表 2（第 4 条関係）

市長公室	政策企画課長
総務部	総務課長、防災対策課長
財政部	契約検査課長
生活環境部	環境政策課長、環境衛生課長、清掃センター所長
保健福祉部	子ども施設課長
都市建設部	幹線道路整備促進課長、都市政策課長、さくら課長、 都市整備課長、道路建設課長、道路管理課長、公共建築課長
産業経済部	農林水産課長、観光物産課長、にぎわい施設課長
上下水道部	総務課長
消防本部	総務課長
教育委員会	総務課長

別表 3（第 5 条関係）

幹事会構成課所の課長補佐又は係長等